

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>太宰府市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法に基に太宰府市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
②事務の概要	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 国民健康保険(税)システム2. 国民健康保険(資格)システム3. 国民健康保険(給付)システム4. 収納消込／滞納管理システム5. 団体内統合宛名システム6. 中間サーバー7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)といふ。)8. 医療保険者等向け中間サーバー等 <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収滞納ファイル</p>	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、44、135の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70、71、160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別 符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 国保年金課 市民生活部 納税課
②所属長の役職名	国保年金課長 納税課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 国保年金課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報連携等にて照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のようないくつかの対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットにて保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証に限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令) ・別表第一省令第16条、第24条</p>	事後	法令上の根拠の整理による変更及び記載統一による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	I 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>(略)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>:第20条、第25条、第26条</p> <p>※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>27、42、43、44、45の項</p> <p>・別表第二省令</p> <p>第20条、第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	法令上の根拠条項の整理による変更
平成29年9月25日	I 5. ①部署	市民福祉部 国保年金課、納税課	市民生活部 国保年金課 市民生活部 納税課	事後	組織改編による変更
平成29年9月25日	I 5. ②所属長	国保年金課長 高原 清 納税課長 伊藤 剛	国保年金課長 山浦 剛志 納税課長 千倉 憲司	事後	人事異動による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民福祉部 国保年金課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 国保年金課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601	事後	組織改編による変更
平成29年9月25日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成29年9月15日時点	事後	
平成29年6月25日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成29年9月15日時点	事後	
平成29年10月1日	I 1. ②事務の概要	(略) ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。 (略) ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 (略)	(略) ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 (略) ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 (略)	事前	平成30年4月の国民健康保険制度改革により、国保保険者標準事務処理システムを導入する。システム配布は平成29年10月のため、それ以降の運用試験の実施となる。
平成29年10月1日	I 1. ③システムの名称	(略) 6. 中間サーバー	(略) 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	平成30年4月の国民健康保険制度改革により、国保保険者標準事務処理システムを導入する。システム配布は平成29年10月のため、それ以降の運用試験の実施となる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	国保年金課長 山浦 剛志、納税課長 千倉 憲司	国保年金課長、納税課長	事後	新様式に対応
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成29年9月15日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		様式変更による追加		
令和2年10月20日	I 1. ②事務の概要	<p>(略)</p> <p>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。</p> <p>(略)</p> <p>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>(略)</p> <p>・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</p> <p>(略)</p> <p>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に太宰府市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 1. ②事務の概要	—	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 1. ②事務の概要3	-	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行ふ。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 1. ③システムの名称	<p>(略)</p> <p>7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>(略)</p> <p>7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)</p> <p>8. 医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令) ・別表第一省令第16条、第24条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法別表第一主務省令 第16条、第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の3 (略)</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (略)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による項番の整理
令和4年12月28日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	番号法第9条第1項 別表第一の16、30、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27、42、43、44、45の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27、42、43、44、45、121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和7年2月1日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和2年9月13日時点	令和7年1月1日時点		
令和7年2月1日	IV リスク対策		様式変更による追加		
令和7年2月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	(前略) 番号法の別表第二を基に太宰府市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 (後略)	(前略) 番号法を基に太宰府市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 (後略)	事後	番号法改正による修正
令和7年2月1日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16、30、101の項 番号法別表第一主務省令 第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表24、44、135の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27、42、43、44、45、121の項 ・別表第二省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70、71、160の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事後	番号法改正による修正
令和7年2月1日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和7年8月20日時点		5年に一度の見直しによる